

立川市公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 6 月 5 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定による。

立川市公園条例の一部を改正する条例

立川市公園条例（平成13年立川市条例第10号）の一部を次のように改正する。
 次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後			改正前		
(別に定める公園施設)			(教育委員会が設置及び管理する公園施設)		
第5条 別表第3に掲げる公園施設について必要な事項は、別に定める。			第5条 教育委員会が設置及び管理する別表第3に掲げる公園施設について必要な事項は、別に定める。		
別表第1（第3条関係）			別表第1（第3条関係）		
名称		位置	名称		位置
……略……		……略……	……略……		……略……
立川市柏五公園		立川市柏町5丁目1番地の17	立川市柏五公園		立川市柏町5丁目1番地の17
<u>立川市泉町西公園</u>		<u>立川市泉町1,567番地の6</u>			
……略……		……略……	……略……		……略……
別表第3（第5条関係）			別表第3（第5条関係）		
公園施設の名称			教育委員会が設置及び管理する公園施設の名称		
……略……			……略……		
別表第4（第7条・第14条関係）			別表第4（第7条・第14条関係）		
(1) 制限行為に係る使用料			(1) 制限行為に係る使用料		
行為の種類	単位	金額	行為の種類	単位	金額
……略……	……略……	……略……	……略……	……略……	……略……
業として行う映画等の撮影又は興行	……略……	……略……	業として行う映画撮影又は興業	……略……	……略……
……略……	……略……	……略……	……略……	……略……	……略……

<p>(2) ……略……</p> <p>備考</p> <p>(1) 使用料等の額を算出する基礎となる面積が1平方メートルに満たないとき又はその面積に<u>1平方メートル未満の端数</u>があるときは、1平方メートルとして、長さが1メートルに満たないとき又はその長さに1メートル未満の端数があるときは、1メートルとして計算するものとする。</p> <p>(2) 使用料等の額を算出する基礎となる期間が1月に満たないとき又はその期間に1月未満の端数があるときは、日割りをもって計算する。</p> <p>(3) ……略……</p>	<p>(2) ……略……</p> <p>備考</p> <p>(1) 使用料等の額を算出する基礎となる面積が1平方メートルに満たないもの、又はその面積に<u>1平方メートルの端数</u>があるときは、1平方メートルとして、長さが1メートルに満たないもの、又はその長さに1メートル未満の端数があるときは、1メートルとして計算するものとする。</p> <p>(2) 使用料等の額を算出する基礎となる期間が1月に満たないもの、又はその期間に1月未満の端数があるときは、日割りをもって計算する。</p> <p>(3) ……略……</p>
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参考)

案内図

